

同窓会常任理事会運営規程

第1条 この規程は、京都産業大学同窓会規約第14条第3項に基づき、常任理事会の運営に関することを定める。

第2条 常任理事会は、会長・副会長・専務理事および常任理事をもって構成する。

2 常任理事会の議長は会長とする。会長に事故あるときは副会長（以下同じ）が、これにあたる。

第3条 常任理事会は年3回開催するものとし、会長がこれを招集する。

2 会長は、緊急の必要あるとき、または常任理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して、常任理事会の招集を要求されたときは要求のあった日から20日以内に、臨時常任理事会を招集しなければならない。

第4条 常任理事会は、常任理事現在数の2分の1以上の出席により成立するものとする。

第5条 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 常任理事会の職務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事会の決議執行に関する事項
- (2) 理事会の委任事項
- (3) 事務局関係規定の制定等に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する重要事項

第7条 常任理事会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した常任理事2名が署名押印のうえ、事務局に保管するものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。

附 則

この規程は、昭和55年11月3日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年10月4日から適用する。